

クレア海外事務所の所在都市における外出制限等の状況（4月22日時点）

	ニューヨーク	ロンドン	パリ	シンガポール	ソウル	シドニー	北京
外出制限、行動規制等の状況	<p>6/15～学校、公共交通機関、医療機関等を除き収容人数や社会的距離等の制限解除。</p> <p>なお、各事業者の判断により、オフィスや店舗において感染防止に必要な措置の遵守を引き続き求めることが可能。</p> <p>9/13～市は一部の屋内施設においてワクチン接種証明書の提示を義務化。</p> <p>12/27～ワクチン未接種者は原則出社禁止（医療上又は宗教上の理由により未接種の場合は例外）。</p> <p>3/7～市は屋内施設でのワクチン接種証明書の提示や学校でのマスク着用義務を撤廃。</p>	<p>2/24 以降、全ての制限及び隔離義務を撤廃</p>	<p>6/9～飲食店内営業可、在宅勤務緩和、衛生パス導入。</p> <p>6/17～屋外マスク義務解除（会社・交通機関等、屋内での義務は継続）</p> <p>6/20～夜間外出規制解除</p> <p>8/9～飲食店・美術館・長距離交通機関等で衛生パスの提示が必須。</p> <p>9/15 医療従事者等のワクチン接種義務化。その他国民は接種推奨。</p> <p>11/25 政府発表</p> <p>-11/27～ 18歳以上を対象に 3回目のワクチン接種を開始</p> <p>3回のワクチン接種が完了しなければ衛生パスを無効化（65歳以上は12/15以降、18歳以上は1/15以降）</p>	<p>10/13 から、ワクチン未接種者を対象に店内飲食やショッピングモール等への入場を禁止。</p> <p>2/14 以降、ワクチンの 2 回目接種から 270 日以内にブースター接種を受けなければ、ワクチン接種者とみなされなくなる。</p> <p>3/15 から、マスク着用時の社会的距離の確保義務を撤廃。（ただし、推奨される）</p> <p>3/29 から、マスク非着用の活動について、10人以下に緩和。屋外でのマスク着用義務を撤廃（ただし推奨される）。職場への出勤率の上限を 75% に緩和。</p>	<p>7/1～社会的距離確保のレベルを 5 段階から 4 段階の区分に改編。</p> <p>11/1～新たな防疫体制（段階的な日常生活の回復）を開始。</p> <p>12/18～緊急防疫強化措置を適用。私的集まりの上限を全国一律で 4 人までとし、防疫パス（アプリ等の接種記録提示）の適用を拡大した。ただし、未接種者は飲食店やカフェの利用は、1人の場合のみ可能。</p> <p>1/17～防疫強化措置を延長。現在の私的集まりの上限は 10 人。</p> <p>4/18～社会的距離に関する措置を全面解除。</p> <p>4/25～屋内での飲</p>	<p>10/11～ロックダウンを解除し、一部規制緩和。</p> <p>11/1～ワクチン 2 回接種者は州内全域への移動が可能に。</p> <p>12/15～ワクチン未接種者も対象にさらに大幅な規制緩和を推進。</p> <p>12/24～マスク着用義務対象施設を拡大。</p> <p>12/27～入所時に連絡先登録義務を課す対象施設を拡大。</p> <p>1/8～バーやレストラン等での歌唱とダンスの禁止。</p> <p>2/18～入所時に連絡先登録義務を課す対象施設をナイトクラブ等に限定、音楽祭以外での歌唱及びダンスを解禁。</p> <p>2/25～マスク着用義務対象施設を公共交通機関・病院・介護施設等に限定、音楽祭で</p>	<p>感染の状況等に応じ低・中・高リスク地区に区分。北京市は一部地域が中リスク地区。入店・入館時の健康コード提示や体温測定等の防疫措置を講じながら各種施設は通常営業</p>

		<p>1/24- 衛生パスをワクチンパスに切り替え。ワクチン接種に代わる陰性証明の利用は不可に。</p> <p>3/14- 飲食店等におけるワクチンパスの提示義務解除。医療施設等での衛生パスの提示義務は継続。屋内でのマスク着用義務免除(公共交通機関を除く)。</p>		<p>食に関する規制を全面解除。現時点では、マスクの着用義務は継続され、4/29に解除の再検討を予定。</p>	<p>の歌唱及びダンスを解禁。</p> <p>【主な規制の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関、病院等でのマスク着用 ・ナイトクラブ等入所時の連絡先登録 	
日本からの短期出張者の入国に関する制限、入国後の行動制限等	<p>① 入国前(全員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日以内に陰性証明を取得 ・ワクチン接種証明書の提示(11/8~) <p>② 隔離原則不要 (入国後3~5日目に検査を受け、陽性であれば自己隔離)</p> <p>※ワクチン接種未了者(外交団、18歳未満等接種証明提示義務の例外に当たる者):入国後3~5日目に検査を受けるとともに、陰性であつ</p>	<p>3/18以降、全ての制限を撤廃</p> <p>※ワクチン接種有無に関わらず、隔離・検査等不要</p>	<p>日本からは特段の理由がなくとも入国可能</p> <p>ワクチン接種の有無にかかわらず、出発前48時間以内の陰性証明書等が必要。</p> <p>到着後、無作為のPCR検査・抗原検査の実施。隔離は不要。</p>	<p>4/1から、ワクチン接種完了者及び12歳以下のワクチン接種未完了者は、隔離なしでの入国が可能</p> <p>出発前2日以内のPCR検査陰性証明書が必要</p>	<p>3/21~韓国国内で予防接種の接種履歴を登録した場合、入国時の隔離免除。出発前48時間以内に検査したPCR陰性確認書が必要。</p> <p>4/1~未登録の予防接種完了者も対象(対象となるのは2次接種後14日が過ぎて180日以内の者及び3次接種者)。</p>	<p><2/21以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン2回接種完了者は、渡航規制免除申請不要かつ隔離不要で、シドニーに渡航可(ただし、到着後の検査で陰性となるまでの短期間隔離は必要)。 ・ワクチン2回接種未完了者がシドニーに渡航するには、一定の要件を満たし渡航規制免除を認められる必要があり、到着後に指定宿泊施設 <p>商用目的の短期滞在に限り、専用ビザを取得後入国可(実例なし)。入国前にはPCR検査等が必要</p> <p>※日本→北京の直行便は再開されていない</p>

	ても 7 日間は自己隔離。(18 歳未満は検査のみ、隔離不要)					における 7 日間の隔離が必要。(ただし、4/30 以降、7 日間の隔離義務撤廃予定)。 ※いずれの場合でも、ビザ、到着後の検査等が必要。	
	米国	英国	フランス	シンガポール	韓国	オーストラリア	中国
感染者数	298,233 人 (89.83 人)	174,982 人 (260.85 人)	810,805 人 (1,208 人)	22,314 人 (391.47 人)	752,668 人 (1453.6 人)	301,127 人 (1,169.42 人)	159,659 人 (11.39 人)
死者数	2,631 人 (0.79 人)	1,340 人 (2.00 人)	702 人 (1.05 人)	10 人 (0.17 人)	2,178 人 (4.21 人)	194 人 (0.75 人)	25 人 (0.002 人)

(※) 「感染者数」、「死者数」は 4/14-4/20 における新型コロナウイルス感染症の感染者数、死者数。() 内は人口 10 万人当たりの数

(※) 現地発表などを基にクレアまとめ

(※) 日本における同期間の感染者数は 304,525 人 (242.64 人)、死者数は 326 人 (0.25)。感染者数、死者数は厚生労働省 HP、人口は総務省人口推計より